

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

共同代表

全国労働組合総連合(全労連)	議長	小田川義和
全国労働組合連絡協議会(全労協)	議長	金澤 壽
全国港湾労働組合連合会(全国港湾)	委員長	糸谷欽一郎
日本マスコ文化情報労組会議(MIC)	議長	小林 基秀

JAL 不当解雇撤回原告団	パイロット団長	山口 宏弥
	客室乗務員団長	内田 妙子
(公印省略)		

日航への「要求書」提出運動への協力要請

貴労組・団体に於かれましては、JAL不当解雇撤回争議への多大なご支援を賜り、誠に有難うございます。改めて御礼を申し上げます。

JAL 不当解雇撤回の闘いは、被解雇者を組織する日航乗員組合、日本航空キャビンクルーユニオン、日本航空機長組合の三労組が、争議の早期解決に向けて統一要求を作成し、日本航空に要求に沿った解決の決断を迫るといふ、新たな闘いが開始されます。

9月23日には、整理解雇の過程で争議権投票に介入した不当労働行為裁判で、最高裁より会社の上告を棄却する決定が出されました。これにより、不当労働行為を伴った整理解雇の手続きに正当性がないこと、さらには「裁判所が認可した更生計画に基づき裁判所が選任した管財人の経営判断は「合理的」として整理解雇を有効とした不当解雇撤回裁判の判決論旨が間違いであったことを、最高裁決定という形で明白となりました。

今夏までの労使交渉においては、解決に向けた実質的な交渉の開始には至っていませんが、「交渉時期が決まっているわけではない」「新たな提案があれば検討する」との、新たな発言がされています。

早期解決に向けた交渉は、厚生労働大臣や国交大臣が繰り返し国会答弁等で強調し、ILOにおいては三次にわたる勧告で指摘をしてきたことです。

こうした中で当該の三労組が掲げる①被解雇者の職場復帰、②経験者の再雇用、③解決金、④労使関係の正常化と安全運航の確立の4本柱からなる統一要求(詳細は別紙参照)は、争議の早期解決を進める上で、重要な意義を持つとともに、人員・人材不足が深刻な職場実態を改善し、安全・安心の日本航空の実現にもつながるものです。

こうした状況を踏まえ、JAL不当解雇撤回国民共闘は、当該三労組の統一要求を支持し、争議の早期解決を求める要求書の提出運動を、下記の通り取り組むこととしましたので、各団体の協力を要請します。

記

1. 取り組み内容と範囲について等

別紙の「三労組統一要求を支持し、不当解雇撤回争議の早期全面解決を求める要求」に団体名と代表者名を記入の上押印し、また「ひとこと」欄にも解決を迫るひとことをなるべく記入し、

JAL不当解雇撤回国民共闘事務局まで送付願います（送付先住所は後述）。

取り組みに当たっては、本部にとどまらず、地本、支部、分会などにも呼びかけ、取り組まれますよう要請します。

2. 取り組み期間

当該3労組の秋季年末闘争の日程も考慮し、第1次締切を 11月7日とします。

その後については、毎月月末を集約日としますが、極力第1次締集約日に間に合わせる形で取り組まれますよう要請します。

3. 要求書の集約方法と提出について

要求書の提出は、JAL不当解雇撤回国民共闘の事務局にて集約するとともに、国民共闘が実施する日航本社への要請行動や当該労組の団体交渉にて「各団体から寄せられた要求書」として提出して行きます。

従って、要求書の集約（国民共闘事務局への送付要領）は以下の通りとします。

- ① 郵送等により国民共闘事務局に提出することを基本に取り組みます。

送付先

東京都大田区羽田5-11-4 フェニックスビル

航空労組連絡会気付

JAL不当解雇撤回国民共闘 事務局

- ② 押印した署名をPDFファイルにし、メールでの提出も受け付けますが、極力①に記載した郵送等での送付に協力願います。

メール・アドレス jalyokyusyo@gmail.com

注：本メール・アドレスは要求書の集約（本取り組み）のために設けたものです。要求書提出以外での使用はご遠慮ください。